

エルフィールド都市景観協定

認定年月日	2001年3月15日
名称	エルフィールド都市景観協定
位置	浅間町三丁目18番12ほか
面積	23,010.70平方メートル
区画数	108区画
有効期間	認定年月日より10年間※

※有効期間満了後協定者から廃止の届出が無い場合は、さらに5年間更新



- ☆ 都市景観協定とは、景観条例（認定時には都市景観条例）に基づき、良好な景観を形成するため、皆さんで地域の実情に応じたきめ細かな取り決めを行って頂くものです。
- ☆ ここでは、府中市内における都市景観協定の事例を紹介します。詳細は、府中市都市整備部計画課に備え置く図書を縦覧して下さい。
- ☆ お問い合わせは、府中市役所7階都市整備部計画課までお願いします。
電話：042-335-4412 E-mail：TOSIKEIO1@city.fuchu.tokyo.jp

■都市景観協定の目的 ■■■■■■■■■■■■

都市景観協定の目的	協定区域内における建築物、工作物、広告物、土地、緑その他に関する基準を定め、周辺との調和を心掛け、住宅地としての緑や美観に配慮された環境を維持増進することにより、住民が愛着を持ち魅力を感じる都市景観づくりを推進し、もって住民の快適な生活環境の確保に資することを目的とする。
-----------	--

■建築物の形態意匠、敷地、位置、規模及び用途などに関する基準 ■■■■■■■■

用途	一戸建て専用住宅、医院併用住宅、もしくは学習塾、華道教室、囲碁教室等その他これらに類する用途を兼ねる住宅で床面積の2分の1以上を居住の用途に供し、かつ、居住以外の兼用部分の床面積の合計が50平方メートル以内のものとする。また、美術工芸品を製作するためのアトリ工等で騒音振動・臭気粉塵等発生することがないものとする。
敷地の地盤面の高さ	敷地の地盤面の大幅な変更はできないものとする。ただし、自動車車庫を建築するための切土及び盛土については、この限りではない。
建築物の敷地面積	敷地の再分割はできないものとし、敷地を統合し再分割する場合は、各々の敷地を130平方メートル以上とし統合前の敷地の区画数を越えなければ、再分割できるものとする。ただし、この協定の認可の際、これに適合しない敷地はこの限りでない。
意匠及び色彩	建築物の外壁の色及び屋根の色は、落ち着いた色彩を基調として周囲との調和を図りければばしい色を避けるものとする。

■工作物の位置、規模、構造、用途及び形態意匠に関する基準 ■■■■■■■■

かき又はさく	道路境界または敷地境界に設置する柵及び塀等は、開放性を保ち、かつ風致を損なわないよう生垣またはフェンスとする。
--------	---

■緑化に関する基準 ■■■■■■■■■■■■

敷地内の緑化	敷地内には、高木、中木、低木、生垣を良好に配置し、協定区域内の景観と調和するよう維持管理に努めるものとする。特に道路に面する側にシンボルツリーを設置した統一した街並みとし、生垣等の植樹に努めるものとする。
--------	--

■屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準 ■■■■■■

自家用広告物	自家用広告は高さ3m以内、面積は1㎡以内とし、ネオン、点滅式照明、または蛍光塗料を使用してはならない。
--------	---

案内図



区域图

